

ご存知ですか？

景観協定

～まちの良好な景観を創る・守るルールづくり～

地域の建物やみどりにルールを設けて
一体的に良好な景観を保ちたい…



敷地を分割して一体的に戸建て住宅を整備、
分譲したあとも良好な景観を保ちたい…



今ある地域の良好な景観を守りたい…



このようなときは、景観協定を結んでみてはいかがでしょうか？
良好な景観づくりや景観保全のために地域住民同士でルールを定め、
景観法に基づいてそのルールに法的効力を持たせるのが景観協定です

景観協定とは？

杉並区内のひとまとまりの土地（一団の土地）について、土地所有者等の全員の合意により、その区域における良好な景観の形成に関するルールを定める協定のことをいいます。

景観法（第 81 条から第 90 条）・杉並区景観条例（第 26 条）にもとづいた制度で、一定の法的効力があります。

協定でどんなことが定められる？

- 建物のデザイン、敷地、位置、規模、用途などの基準
 - みどりの保全や緑化の基準
 - 屋外広告物の表示・掲出の基準
 - 協定に違反した場合の措置
- などを定めることができます。

協定を結ぶまでの手続きは？

